7,1,21		条町 子仪	. <sub>М</sub> ц.	K C V	<i>,</i> ,		1	周期		
場所 • 区域		区分		交省共 との比		基		市特基和記		
(建物内部の清掃)										
	床(弾)床(硬)		日常〇	<b>→</b> 77 /\	隅は自在ぼうき、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。※A  汚れの目立つ部分は、モップで水拭きを	-	$\supset$	1/ D		
				き	する。 <b>※B</b>					
		フロア マット		除塵	真空掃除機で吸塵する。					
	1	扉ガラ ス		部分 拭き	汚れの目立つ部分は、タオルで水拭き又 は乾拭きをする。					
	床以外	什器備品	日常〇	除塵	タオル、ダストクロス等でほこりを取 る。		)	1/ D		
		ごみ箱		ごみ 収集	ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分 は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。					
		金属部分		除塵	タオル、ダストクロス等でほこりを取 る。					
玄関ホール	床(硬)⇒C <b>又はDを適</b> 用 ※1		定期〇	表面浄 <b>※C</b>	① 精子等軽微な什器の移動を行う。なンセント等に、 (表)			1 Y		
						一般洗 <b>※D</b>	① 椅子等軽微な什器の移動を行う。 ② 床面の除塵を行う。隅は自在ぼうき、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。 ③ 床面に適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないように塗布する。 ④ 洗浄用パッド又は洗浄用ブラシを装着した床磨き機で、汚れを洗浄用プラシを装着した床磨き機で、汚れを洗浄する。 ⑤ 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 ⑥ 2回以上水拭きを行って、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。水拭き作業は、床全面をモップで水拭きでする。 ⑦ 移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。			
	床以外	フロアマット		洗浄	適正洗剤や水を用いて洗浄し、土砂や汚れを取り除く。なお、適正洗剤を用いる場合は清水で洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。					

· ·	案件における対	-3144 0.	
区分	室名等(平屋以 外は階数表記)	清掃面積	箇所数等

床(硬) タイル	風除室	6. 13	日常 1/D 定期 1/Y
床(硬) タイル	玄関(1F)	3. 67	日常 1/D 定期 1/Y
床(弾)	玄関ホール (1F)	29. 81	日常 1/D 定期 1/Y
床以外	風除室	6. 13	日常 1/D
床以外	玄関ホール (1F)	29. 81	日常 1/D

別	表	(六	条町学校	給:	食セン	ター)				
場	所			団	六少#	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		44	1	期
   	. 城		区分		交省共 との比	- · 1 1/E 至 [A] 次	基		基	
Ë	· \	+	( 1944 )	-	_		本	記	本	記
場所・区は			(弾) (硬)	日常	除塵(	※Aと同様)及び部分水拭き(※Bと同様)				
	血	床	(繊)	0	除塵	真空掃除機で吸塵する。※2				
	州又	床以外	扉 <b>※3</b>		拭き	汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて 拭く。				
	職員				除塵	ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所 に搬出する。 <b>※E</b>				
	休養室・仮眠	床(畳)			部分 水拭 き	汚れの目立つ部分は、タオルで水拭きを する。 <b>※F</b>				
		床	(弾)	日常	除塵(	※Aと同様)及び部分水拭き(※Bと同様)				
	室	床	(繊)	-	除塵	真空掃除機で吸塵する。				
	_		(弾)	日常〇	除塵(	※Aと同様)及び部分水拭き(※Bと同様)				
	更衣室	床以	衛生消 耗品		補充	水石鹸等を補充する。				
		外 ※ 4	洗面 台・水 栓		拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、 タオルで拭く。				
				表面 洗浄 (A)	<b>※C</b> と同様					
務						一般 床洗 浄 (B)	<b>※D</b> と同様			
			(弾)→A びCを適 <b>※1</b>	定期〇		① 空バフィング 汚れの目立つ床面は、パッド(赤又は白)を装着した床磨き機で空バフィングし、 汚れを除去する。 ② スプレーバフィング (1) 汚れた部分は、水又は専用補修液を スプレーし、パッド(赤又は白)を装着した 床磨き機で乾燥するまで研磨する。なお、 汚れが目立つ場合は、適正に希釈した表面 洗浄用洗剤を用いる。 (2) 削り取られたかすを取り除き、スプ レーバフィングを行った箇所を水拭きした 後、樹脂床維持剤を塗布して補修する。				
		床	(繊)	定期◎	リー ニン グ	<ul> <li>具空掃除機で吸塵する。</li> <li>水溶性、油溶性などしみの性質と繊維素材に適したしみ取り剤を用いてしみを取る。</li> <li>シャンプークリーニング方式、ドライフォームシャンプー方式、ボンネットバフ方式、エクストラクション・ホットエクストラクション方式、パウダークリーニング方式、ツーステップ方式等のいずれを採用すべきかを検討し、適正洗剤を使用したクリーニングを行う。</li> <li>軟燥後、バキュームをかけ、パイルを立ててセツトする。</li> </ul>				

本案件における対象諸室など							
区分	室名等(平屋以 外は階数表記)	清掃面積	箇所数等				

別表	(六	条町学校	給.	食セン	ター)				
場所								-	期
•		区分		交省共 との比		市基	特	市基	
区域			140	عاده ک			記		
		(弾) (硬)		除塵(	<b>※A</b> と同様)及び部分水拭き( <b>※B</b> と同様)	0			
	_	(繊)	l	除塵	真空掃除機で吸塵する。※2				
	床(	(畳)		除塵(	※Eと同様) 及び部分水拭き(※Fと同様)				
	床以外	扉 <b>※3</b>	日常〇	拭き	汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて 拭く。			2/ W	
	床以	衛生消 耗品		補充	水石鹸等を補充する。				
	外 <b>※</b>	外 什器・ 構品の		拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、 タオルで拭く。				
	床	(繊)		除塵	真空掃除機で吸塵する。※2				
	床(	(畳)		除塵(	※Bと同様) 及び部分水拭き(※Fと同様)				
	床以外	衛生消 耗品	日常〇	補充	水石鹸等を補充する。				
	** (什器・ 備品の 拭き	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、 タオルで拭く。						
		(弾) (硬)		除塵(	※Aと同様) 及び部分水拭き(※Bと同様)				
	床(	(繊)	İ	除塵	真空掃除機で吸塵する。※2				
	床(	(畳)	日常	除塵(	※Eと同様)及び部分水拭き(※Fと同様)				
会議会	外	什器・ 備品の 拭き	0	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、 タオルで拭く。				
室		(弾) (硬)		除塵(	※Aと同様)及び部分水拭き(※Bと同様)				
	床(	(繊)	İ	除塵	真空掃除機で吸塵する。※2				
	床(	(畳)	日常	除塵(	※Eと同様)及び部分水拭き(※Fと同様)				
	外	什器・ 備品の 拭き	0	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、 タオルで拭く。				
		(弾) (硬)		除塵(	※Aと同様)及び部分水拭き(※Bと同様)				
	床(	(繊)		除塵	真空掃除機で吸塵する。※2				
	床(	(畳)	日堂	除塵(	※Eと同様)及び部分水拭き(※Fと同様)				
	床 (八器・	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、 タオルで拭く。						

本案件における対象諸室など							
区分	室名等(平屋以 外は階数表記)	清掃面積	箇所数等				
床(弾)	会議室	46. 88	日常 2/W 定期 1Y				

別表	(六	条町学校	給.	食セン	ター)				_
場所 ・ 区域		区分		交省共との比		基		周市基本	特
		(弾)⇒A を適用	定期	(A)	<b>※C</b> と同様		0		1 Y
	*			一般 床浄 (B)	<b>※D</b> と同様				
	床	(繊)	期	全クリニグ	<b>※H</b> と同様				
		(弾) (硬)	日常	除塵(	※Aと同様)及び部分水拭き(※Bと同様)		0		
	床	(繊)	0	除塵	真空掃除機で吸塵する。				2/
	床以外	手すり <b>※5</b>	日常〇	拭き	タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭 く。				W
廊	床	(弾) (硬)	日常	除塵(	※Aと同様)及び部分水拭き(※Bと同様)				
下・	床	(繊)	$\circ$	除塵	真空掃除機で吸塵する。				
エレベー	床 以 外 <b>*5</b>		日常〇	拭き	タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭 く。				
ターホ	床	(弾)⇒A	定	表面 洗浄 (A)	※Cと同様		0		1 Y
ルル	を 1	適用 ※	期〇	一般 床洗 浄 (B)	<b>※D</b> と同様				
	床	(繊)			<b>※H</b> と同様				
	床	(弾)	日	除塵	※Aと同様				
		(硬)	1常◎	全面 水拭 き	床全面をモップで水拭きをする。		0		1/ D
		ごみ箱		ごみ 収集	ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分 は、タオルで水拭き又は乾拭きをする。				
		扉及び 便所面 台のへ だて		部分 拭き					1/
	床以外	洗面 台・水 栓	日常◎	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、 タオルで拭く。		0		
		鏡		拭き	適正洗剤を用いて拭き、乾拭きして仕上 げる。				
		衛生器具		洗浄	適正洗剤を用いて洗浄し、拭く。				
		衛生消 耗品		補充	トイレットペーパー、水石鹸等を補充す る。				D
		汚物容 器		汚物 収集	内容物を収集し、容器の外面で汚れた部 分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。				

本案件における対象諸室など							
区分	室名等(平屋以 外は階数表記)	清掃面積	箇所数等				

床(弾)	廊下(2F)	27. 13	日常 2/W 定期 1/Y
床(弾)	エレベーターホール	21. 41	日常 1/D 定期 1/Y

床(硬) タイル	運転手用トイ レ(1F)	4. 21	日常 1/D
床(弾)	多目的トイレ 男子(2F)	6. 89	日常 1/D 定期 1/Y
床(弾)	多目的トイレ 女子(2F)	6. 89	日常 1/D 定期 1/Y
床以外	運転手用トイ レ(1F)	4. 21	日常 1/D
床以外	多目的トイレ 男子(2F)	6. 89	日常 1/D
床以外	多目的トイレ 女子(2F)	6. 89	日常 1/D

別衣	$(\mathcal{N})$	条町 字校	和.	良セノ	<i>y</i> – )		
場所 ・ 区域		区分		交省共との比		市 基 本 記	周期 市基本記
便所・洗		(弾)	日常◎	除塵 全面 水対 き	<b>※A</b> と同様 床全面をモップで水拭きをする。		
面所		ごみ箱		ごみ収集	ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分 は、タオルで水拭き又は乾拭きをする。		
		扉及び 便所面 台のて だて			汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて 拭く。		
	床以外	洗面 台・水 栓	日常◎	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、 タオルで拭く。		
		鏡		拭き	適正洗剤を用いて拭き、乾拭きして仕上 げる。		
		衛生器具		洗浄	適正洗剤を用いて洗浄し、拭く。		
		衛生消 耗品		補充	トイレットペーパー、石鹸等を補充す る。		
		汚物容 器		汚物 収集	内容物を収集し、容器の外面で汚れた部 分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。		
		(硬)⇒B	定	(4)	<b>※C</b> と同様	0	1Y
	を 1	適用 ※	期		<b>※D</b> と同様		

本	案件における対	常諸室な	ど
区分	室名等(平屋以 外は階数表記)	清掃面積	箇所数等

別表	・  図分								
場所 ・ 区域		区分			-· I 1/E 至 I/I 次	基		市基	特
沸	,	,	بيبر	全面水拭					
	=	流し台		洗浄					
	EL	厨芥容 器	冶	厨芥 収集	・厨芥を収集する。 ・容器を中性洗剤で洗浄し、タオルで拭				
			床(弾)⇒B		洗浄	※Cと同様			
	をi 1			床洗 浄	<b>※D</b> と同様				
	床(弾)			除塵	真空掃除機で吸塵する。				
			<sup>1</sup> 水拭 <b>※B</b> と同様		<b>※B</b> と同様				
		ロアマッ		除塵	真空掃除機で吸塵する。				
		扉・操	常	水拭			0		2/ W
ベ	以	扉溝		除塵	真空掃除機で吸塵する。				
	グト	手すり		拭き					
		鏡		拭き					
	床	(弾)			<b>※C</b> と同様		0		
	フト	ロアマッ	期◎	洗浄	適正洗剤や水を用いて洗浄し、土砂や汚れを取り除く。なお、適正洗剤を用いる場合は清水で洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。				

本	案件における対	常諸室な	: Ŀ
区分	室名等(平屋以 外は階数表記)	清掃面積	箇所数等

床(弾)	エレベータ	1台	日常 2/W 定期 1/Y
床以外	エレベータ	1台	日常 2/W

別表	: (六条町学校給食センター)										
場所・	区分		交省共 との比		市基	特	1				
区域						記					
	床(弾) 床(硬)	日常	除塵(	※Aと同様)及び部分水拭き(※Bと同様)		0					
	床(繊)	0	除塵	真空掃除機で吸塵する。		0					
	手すり <b>※5</b>	日	拭き	タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭 く。		0		2/ W			
	以 外 窓 <b>※5</b>	常〇	除塵 拭き	タオル、ダストクロス等でほこりを取 る。 タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭 く。							
	床(弾)⇒A		表面 洗浄 (A)	<b>※C</b> と同様 <b>※8</b>		0		1Υ			
	を適用 <b>※</b> <b>1</b>	期〇	一般 床洗 浄 (B)	<b>※D</b> と同様 <b>※8</b>							
	床(繊)		全 ク リ ニ グ	<b>※H</b> と同様 <b>※8</b>							
	床(弾) ,		除塵(	※Aと同様)及び部分水拭き(※Bと同様)							
	洗面台床	日	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、 タオルで拭く。							
食堂(厨房を除く。	外鏡	常◎	拭き	適正洗剤を用いて拭き、乾拭きして仕上 げる。							
_	窓台		除塵	タオル、ダストクロス等でほこりを取 る。							
房を	床(弾)⇒A を、床(硬)	定	/ \	<b>※C</b> と同様							
	を、休(機) ⇒A又はBを 適用 <b>※1</b>	期〇	一般 床洗 浄 (B)	<b>※D</b> と同様							
	床 以換気扇外	定期	拭き	次の作業を行う。 ・換気扇の下の床面及び食堂設備の上面を養生する。 ・換気扇及びその周辺を除塵する。 ・換気扇及びその周辺の汚れを適正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。							

本案件における対象諸室など									
区分	室名等(平屋以 外は階数表記)	清掃面積	箇所数等						
床(弾)	階段(窓台あり)	11. 95	箇所数等 日常 2/W 定期 1/Y						
床以外	階段手すり(階 段片脇)	11. 95	目常 2/W						

別衣		条町学校	(和)	良セン	<i>y</i> —)		周	期	
場所 • 区域		区分		交省共 との比		基	市基本	特	
		(弾)		除塵 全面 水拭 き	<b>※A</b> と同様 床全面をモップで水拭きをする。				
		流し台		洗浄	中性洗剤を用いてスポンジたわしで丁寧 に洗浄し、タオルで拭く。				
	床以外	厨芥容 器		厨芥 収集	次の作業を行う。 ・厨芥を収集する。 ・容器を中性洗剤で洗浄し、タオルで拭く。				
	+	天(弾) 日		除塵	<b>※A</b> と同様				
		(硬)	日常〇	全面 水拭 き	床全面をモップで水拭きをする。				
		流し台		洗浄	中性洗剤を用いてスポンジたわしで丁寧 に洗浄し、タオルで拭く。				
	床以外	厨芥容 器	日常	厨芥 収集	次の作業を行う。 ・厨芥を収集する。 ・容器を中性洗剤で洗浄し、タオルで拭く。				
厨	床	末(弾)⇒A		表面 洗浄 (A)	<b>※C</b> と同様				
房	を 1	適用 ※		一般 床洗 浄 (B)	<b>※D</b> と同様				
		換気扇		拭き	次の作業を行う。 ・換気扇の下の床面及び厨房設備の上面を養生する。 ・換気扇及びその周辺を除塵する。 ・換気扇及びその周辺の汚れを適正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。				
	床以外		レンジ フード		拭き	次の作業を行う。 ・レンジフードの下の床面及び厨房設備 の上面を養生する。 ・レンジフード及びその周辺を除塵する。 ・レンジフード及びその周辺の汚れを適 正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げ る。			
		レンジフード	定期		次の作業を行う。 ・レンジフードの下の床面及び厨房設備 の上面を養生する。 ・レンジフード及びその周辺を除塵す る。 ・レンジフード及びその周辺の汚れを適 正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げ る。				

本	案件における対	象諸室な	ど
区分	室名等(平屋以 外は階数表記)	清掃面積	箇所数等

别	表	(六	条町学校	給.	食セン	ター)				
	所 域		区分	_	交省共 との比		基		周市基本	特
	浴室・シャ	床	(硬)	日	洗浄	適正洗剤を用いて、ブラシ又は床磨き機 で洗浄し、水拭きする(浴槽を含む。)。				
	ワ	床以外	壁	常◎	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、 タオルで拭く。				
	脱			日	除塵	<b>※A</b> と同様				
		床	(弾)※9	بيبر	拭き	適正洗剤を用いて、モップ又はタオルで 洗剤拭き及び水拭きする。				
浴室			ごみ箱			は、タオルで水拭き又は乾拭きをする。				
・シ			扉		部分 拭き	汚れた部分を水拭き又は適正洗剤を用い て除去する。				
ヤワー			洗面台		拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、 タオルで拭く。				
ルルー			鏡		拭き	適正洗剤を用いて拭き、乾拭きして仕上 げる。				
ム・脱		床	椅子· 洗面器	日	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、 タオルで拭き、整理する。				
衣室		以	水栓・ シャ ワー金 具等	常〇	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、 タオルで拭く。				
			排水口		ごみ収集	ごみを収集し、目皿を水で洗う。				
			足拭き マット		乾燥	足拭きマットを乾燥させる。(交換する方 法でもよい。)				
			脱衣 箱・脱 衣かご		拭き	タオルで拭き、整理する。				
			消耗品		補充	指定された消耗品(石鹸、タオル、ペー パー類)を補充する。				
		床以外	天井		拭き	適正洗剤を用いて洗剤拭き及び水拭きす る。				
ご運処※	搬理				中所ら積まの搬継か集所で運	ごみ中継所に集められたごみ等は、区別 して集積所まで運搬する。		0		2/ W
					分別	集められたごみは、種類ごとに分別する。				

本	案件における対	象諸室な	: Ľ
区分	室名等(平屋以 外は階数表記)	清掃面積	箇所数等

<sup>\*</sup> ごみの分別業務は、ありません。

カリなく	() () (	.1 1 1	/PH -	及しく	<u> </u>				
場所 ・ 区域	区分			交省共との比		市特基本言	寺 市 基	ŝ	
(建物外部の清掃)									
窓ガ ラス <b>※11</b>				洗浄	次の作業を行う。 ・ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈したものを塗布し、汚れを分解して、窓用スクイジーで汚水を除去する。 ・ガラス面の隅に残った汚水をタオル等で拭き取る。 ・ガラス回りのサッシに付着した汚水をタオル等で清拭する。ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。	0	11	Ţ.	
屋上	避難し付ル 民職一の入禁		拾掃及洗(A)	巡回して粗ごみを拾う。砂塵等による排水ドレンの目詰まり等を取り除く。  ハトの糞を除去する。その他避難に支障のある汚れを除去する。					
場・ バル コ	北の場合	その 他		機能 維持 (B)	排水ドレンの本来の機能を維持するため の目詰まり等の取り除きを行う。				
=− <b>※12</b>		や職員 が立入 場合		拾い 掃き (C)	巡回して粗ごみを拾う。砂塵等による排 水ドレンの目詰まり等を取り除く。				
		や職員 が立入 場合		拾い 掃き (C)	巡回して粗ごみを拾う。砂塵等による排 水ドレンの目詰まり等を取り除く。				
玄関	床		0	除塵	自在ぼうきで掃き、集めた塵埃は所定の 場所に搬出する。			2/	
回り		** **			汚れの強い床面をモップで水拭きする。			W	
犬走 り									
構内 通路	床		0	拾い 掃き	巡回して粗ごみを拾う。			2/ W	
駐車 場									
歩道				拾い 掃き	巡回して粗ごみを拾う。				
そ他( 込み)	床			拾い 掃き	巡回して粗ごみを拾う。				

本案件における対象諸室など				
区分	室名等(平屋以 外は階数表記)	清掃面積	箇所数等	

洗浄	1階玄関(足場 不要)	29. 00	内側 定期 1/Y
洗浄	1階玄関(足 場不要)	46. 00	外側 定期 1/Y

※ 面積は総清掃面積ですので、「両面」 と記載されている場合において、記載 されている面積を2倍するものではあ りません。

床	玄関ポーチ	22. 00	日常 2/W
床	スロープ	16. 39	日常 2/₩
床	駐車場	4, 033. 60	目常 2/W

	別数 (八朱町子牧和良ピングー)							
	場所 • 区域		区分		交省共 との比		市 基 本 記	基
	喫煙		床	日常◎	除			
	スペー	床以外	灰皿		吸殻 収集	吸殻を収集し、タオルで拭く。		
	ス			常◎	ごみ 収集	ごみを収集し、容器の画面で汚れた部分 は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。		

本案件における対象諸室など				
区分	室名等(平屋以 外は階数表記)	清掃面積	箇所数等	

#### 備考

- 本発注案件において、市基本仕様がそのまま適用される場合は、作業内容と周期に分けて「市基本」の欄に記載がある。 1
- 市基本仕様と異なる作業内容・周期の場合は、それぞれの「特記」の欄に記載がある。 市基本仕様は、国交省共通仕様との比較を併せて表示している。市基本仕様は、財産経営課(ファシリティマネジメント 推進室)ホームページに掲載している。
- 「国交省共通仕様との比較」の欄における、「◎」は作業内容・周期ともに国交省共通仕様と同一であることを、「○」は作業内容が同一で周期が異なることを表している。この場合、国交省共通仕様での当該作業の位置付けを左表に、日常清掃に該当する場合は「日常」を、定期清掃に該当する場合は「定期」を併記している。
- 左表の区分欄の「床」における略語の意義は次のとおりである。右表の対象諸室ごとの区分の欄においても同様である。
  - (1) 硬 硬質床をいう
  - 弾 弾性床(畳を除く。)をいう。 (2)
  - (3) 繊 繊維床をいう。
  - (4) OA OAフロア(床の上にネットワーク配線などのための一定の高さの空間をとり、その上に別の床を設け二重化した もの)をいう。
- 5 0Aフロアの定期清掃に使用する適正洗剤は、それぞれの床の特性に合ったものを使用しなければならない。
- ※が付されているものについては、次のとおり
- (1) ※1 CDのいずれを適用するかについては、適応しないものを網掛けで表示した。
- ※2 その室の入口にフロアマットが備えられている場合は、そのフロアマットの吸塵も行う。 (2)
- ※3 ガラス扉又は木目仕上げの扉の場合に実施する。(該当の場合は右表で明示する。)
- ※4 洗面台がある場合に実施する。(該当の場合は右表で明示する。) (4)
- ※5 手すり(窓台)がある場合に実施する。(該当の場合は右表で明示する。) (5)
- ※6 所属長室については、清掃周期を1Mとする。※7 通行者(利用者)がごく僅かな場合は、清掃周期を1Wとする。(該当の場合は右表で明示する。) (7)
- ※8 幅木とノンスリップの清掃を含む。 (8)
- ※9 木製床を含む。 (9)
- (10)※10 仕様は次のとおりである。

  - ア ごみ中継所に集められているごみは、そのほとんどがごみ袋等で分別されている。 イ 燃やせるごみ、燃やせないごみ、容器資源ごみ、古紙資源ごみごとに、定められた時間に、所定の中継所から回収 所定の場所に分別して集積する。
  - ウ 回収業者及び回収業者への引渡し場所は、施設管理担当者の指示による。
- (11) ※11 室内側の面を含む。作業範囲及び注意事項は次のとおりである。
  - 1階部分(高所作業車、ロープブランコ等特別の設備をすることなく、室外側の面の清掃ができる場合は、2階以上 の階を含む。)は、両面を洗浄する(2階以上の階につき両面を洗浄する場合は、右表で明示する。)。
  - イ ア以外の場合は、室内側の面のみを洗浄する。
  - ウ 熱線反射ガラスは、窓用スクイジー等で表面の金属皮膜を傷つけないよう配慮するとともに、微粉塵によっても傷が つくおそれがあるので、発傷を最小限にとどめるよう、水又は洗浄液を十分に塗布してからスクイジー操作又は作業を 行う。 また
    - 金属皮膜は、強酸性洗浄剤や強アルカリ性洗浄剤等に影響を受けるので、水又は中性洗剤を使用する。
  - エ 飛散防止等を目的としてガラス面にフィルムが貼られている場合は、ウによる。
- (12) ※12 ABCのいずれを適用するかについては、各発注案件において明記する。
- 7 市基本仕様のうち、各発注案件において適用されない部分には、網掛けを付けている。
- 市の予定価格の積算についての公表事項

積算についての公表事項は、高松市清掃業務委託料積算要領及び清掃業務委託料積算数量算定マニュアル(いずれも財産経営 課(ファシリティマネジメント推進室)ホームページ掲載)によるもののほか、次のとおりである。

- (1) 歩掛りについては、国土交通省の建築保全業務積算基準及び建築保全業務積算要領によった
- (2) 国交省基本仕様とは異なる清掃周期としたものについても、歩掛りは、(1)の基準及び要領によった。ただし、次のア~ ウに掲げるものは、(1)の基準及び要領による数値に、それぞれア及びイに掲げる割合を乗じて得られた数値とした。
  - 国交省共通仕様で1Dのものを1Wにした場合 1.5倍
  - イ 国交省共通仕様で1Dのものを2/Mにした場合 2倍
  - 国交省共通仕様で1Dのものを1M(これより少ない頻度を含む。)にした場合 3倍
- (3) 積算に用いた日数は、清掃周期に応じ、次のとおりである。
  - $1D=245\,\, \hbox{H}\, ,\,\, 4/\hbox{W}=196\,\, \hbox{H}\, ,\,\, 3/\hbox{W}=147\,\, \hbox{H}\, ,\,\, 2/\hbox{W}=98\,\, \hbox{H}\, ,\,\, 1\\\hbox{W}=52\,\, \hbox{H}\, ,\,\, 2/\hbox{M}=24\,\, \hbox{H}\, ,\,\, 1\\\hbox{M}=12\,\, \hbox{H}\, ,\,\, 6\\\hbox{M}=2\,\, \hbox{H}\, ,\,\, 1\\\hbox{Y}=1\,\, \hbox{H}\, ,\,\, 1\\\hbox{M}=12\,\, \hbox{H}\, ,\,\, 2/\hbox{M}=24\,\, \hbox{H}\, ,\,\, 1\\\hbox{M}=12\,\, \hbox{H}\, ,\,\, 2/\hbox{M}=24\,\, \hbox{H}\, ,\,\, 1\\\hbox{M}=12\,\, \hbox{H}\, ,\,\, 2/\hbox{M}=24\,\, \hbox{H}\, ,\,\, 2$
- (4) 国交省共通仕様において「見積による」とされたもの及び国交省仕様に定めのないものについては、次のいずれかの方 法によった。
  - T
  - 参考見積を徴し、これを元に積算した。 参考見積を徴することなく、類似の作業に係る歩掛りを利用し積算した。
- (5) 労務単価については、国土交通省の令和7年度建築保全業務労務単価を適用している。
- (6) 諸経費の割合については、それぞれ次のパーセントとしている。 ア 直接物品費率 4.5パーセント

  - 13パーセント イ 業務管理費率
  - 一般管理費等率 14パーセント